



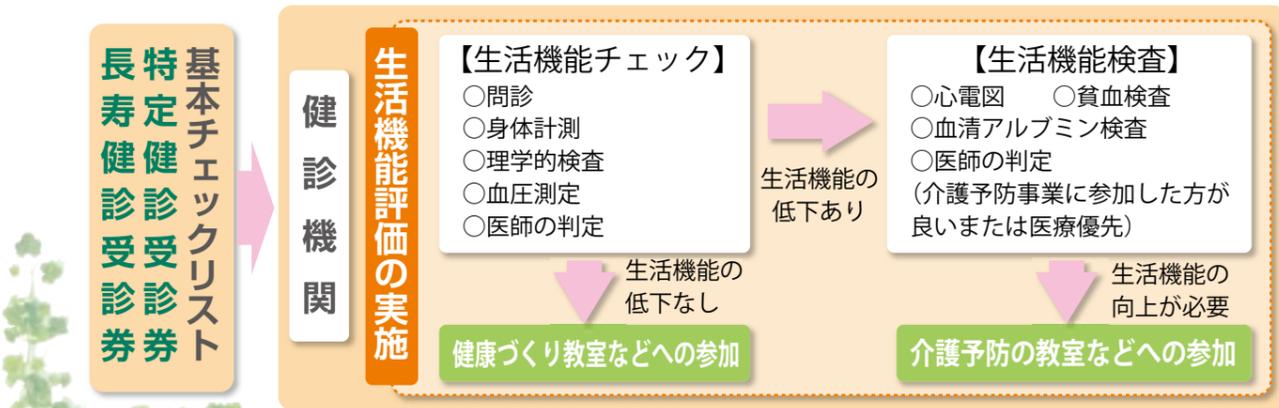
## 65歳以上の方へ 介護予防のための健診を受けましょう。

何歳になっても、自分らしく生き生きと暮らしていけるように、高齢期(65歳以上)は生活習慣病の予防に加えて、生活機能の低下を防ぐことが大切です。

**生活機能とは**、日々の生活を維持していくために必要な心身の力、日常生活動作や家事、仕事をこなす力、家庭や社会での役割などを言います。

### 介護予防が必要な方(虚弱な状態)を早期に発見するために健診を行います。

本市では、65歳以上の方には特定健診、長寿健診と同時に生活機能評価を行っています。基本チェックリストを送付しますので、質問項目を記入して医療機関または集団健診にて受診しましょう。「生活機能評価」は無料です。



■問合先=本庁市民健康課健康指導グループ ☎0996(22)8811

## 高齢者の消費者トラブルに注意しましょう

### 1 見知らぬ人の親しげな接近に要注意

怖い顔をした悪質なセールスマンはいません。相手の身なりや態度に惑わされず、訪ねてきた目的や名前を確認しましょう。玄関先での長話は禁物です。うまい話には落とし穴。この世の中に「絶対もうかる」などのうまい話はありません。

### 2 ハッキリ言おう「いりません」

必要がなければ勇気を持って「いりません」「お帰ってください」とハッキリ断ることが大切です。

### 3 決断は急がずに

「本当に必要な商品ですか」「支払いは大丈夫ですか」「品質・価格・アフターサービスなど他社と比較してみましたか」契約をする前に家族や友人と相談してじっくり考えましょう。悪質な業者ほど契約を急がせます。

### 4 署名・押印は契約書をよく読んでから

セールスマンの説明どおりの契約内容かどうか、契約書をよく読んでから、自分で署名・押印しましょう。分からないうちは署名・押印しないことです。

### 5 預貯金、家族構成などのプライバシー情報は明かさな

預貯金の通帳を他人に見せるのは危険です。ひとり暮らしの方は特に用心しましょう。見知らぬ人にプライバシー情報(個人情報)を教えないようにしましょう。

### 6 「おかしいな」「困ったな」と思ったらすぐ相談

ひとりで悩まず、家族や友人、市の相談窓口、県消費生活センターなど信頼できるところにできるだけ早く相談しましょう。もし、クーリング・オフ期間を過ぎていても、あきらめずに相談することが大切です。

### 7 「無料」「格安」につられて会場に行くのは要注意!

日用品の安売りなどと言って人を集め、閉めきった会場の中で熱狂的な雰囲気を作り上げ、「もらわなきゃ損」「買わなきゃ損」というように、冷静な判断ができない状態で高額な商品を買わせる販売方法です。その手口から「ハイハイ学校」とも呼ばれています。

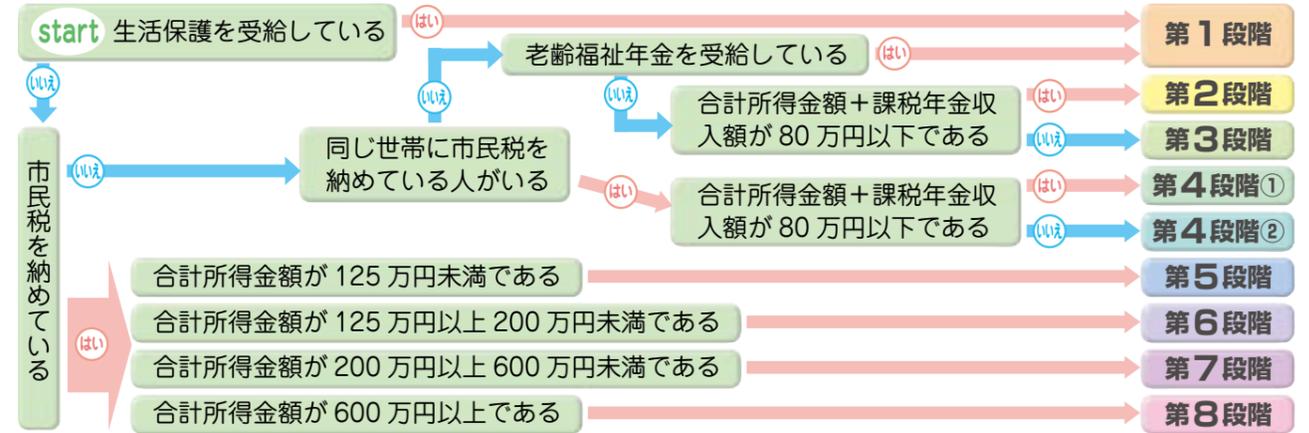
【相談・問合先】  
■鹿児島県消費生活センター ☎099(224)0999  
■本庁市民課総合相談グループ(内線2571・2572)および各支所市民生活課

## 新しい 介護保険料の お知らせです

## 65歳以上の第1号被保険者の方へ 平成21年度から介護保険料が見直されました

平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画策定に基づき、本市の介護保険料の見直しを行いましたので、お知らせいたします。なお、介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、皆さんの所得に応じて設定されています。本年度からの介護保険料は以下のとおりになります。

### ■平成21年度からの介護保険料



段階	対象者	負担割合	保険料額/年
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税者の場合	基準額×0.50	27,000円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.50	27,000円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.75	40,500円
第4段階	市民税課税世帯であり、本人は非課税	① 合計所得金額+課税収入額が80万円以下の方	基準額×0.91 49,140円
		② 上記以外の方	基準額×1.00 54,000円
第5段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.16	62,640円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	67,500円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上600万円未満の方	基準額×1.50	81,000円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が600万円以上の方	基準額×1.75	94,500円

### 所得段階の 区分について

これまでは「6段階設定」が標準とされていましたが、本年度より第4段階を基準額とする「8段階9階層設定」を行うこととしました。これにより低所得者層の軽減を図るとともに、一人ひとりの負担能力にきめ細かく配慮した保険料段階となりました。

### ■介護保険料の納め方

**普通徴収(納付書払い)** 送付される納付書に基づき、介護保険料を個別に納めます。

年度途中で第1号被保険者の資格を取得された方(65歳到達者や転入者など)は普通徴収となり、年金天引きの条件に該当すれば、翌年度の途中から特別徴収に切り替わります。  
\*お支払いは、口座振替が便利です。介護保険料の納付書、預金通帳および印鑑(口座届出印)を持って、指定の金融機関で手続きしてください。

**特別徴収(年金天引き)** 年金の定期払い(年6回)の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

前年度から継続して特別徴収の人は4・6・8月は仮徴収となります。10・12・2月は6月以降に確定する前年の所得などを基に本年度の保険料を算出し、そこから仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します(本徴収)。



■問合先=本庁国保介護課介護給付グループ(内線2621・2622・2623)および各支所市民生活課